明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○道路に関する件
（東北地方整備局一一四）　一
○道路に関する件
（関東地方整備局二七四）　一
○道路に関する件
（北陸地方整備局九五）　一
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十七年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
司法書士名簿登録等、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○東北地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十日　東北地方整備局長　縄田　正

その関係図面は、平成二十七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

六　号　いわき市錦町川原一九番一から同市佐糠町東一丁目一八番一四まで　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月十日

○関東地方整備局告示第二百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、平成二十七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市高谷二丁目四六九番一から同市高谷二丁目五三三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月十日

○北陸地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高岡市佐野五八〇番一から同市佐野五八七番七まで	前	二六・〇〇～四八・八〇メートル	一二〇・一二〇キロメートル
	後	二七・五〇～四一・六〇メートル	〇・一二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成27年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成27年度ＩＴパスポート試験（４月実施分）の合格者を平成27年５月19日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成27年６月10日

経済産業大臣　宮沢　洋一